

給排水設備保守点検業務仕様書

- 1 目的 この仕様書は、春日部市教育センターの給排水設備保守点検業務に必要な事項を定めるものである。
- 2 業務場所 春日部市粕壁東三丁目2番15号 春日部市教育センター
- 3 期間 契約確定日から令和9年1月31日まで
- 4 保守点検設備及び内容

1. 受水槽清掃	24立米	年1回
2. 高架水槽清掃		
(1) 飲料水用高架水槽	6立米	年1回
(2) 雑排水用高架水槽	6立米	年1回
3. 汚水槽清掃	18立米	年2回
4. 雑排水槽清掃	13.5立米	年2回
5. 雨水沈殿槽内部点検		年1回
6. 湧水槽（2箇所）清掃	30立米・54立米	年2回
7. 雨水槽清掃	36立米	年1回
8. 消火補給水槽点検		年1回
9. 各種ポンプ点検（水槽清掃を含む）		年1回
10. 水質検査		
11項目（色度、濁度、味、臭気、pH値、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、一般細菌、大腸菌）		年1回
- 5 特記事項
 1. 点検及び清掃の実施日は、発注者が指定した日とする。
 2. 委託料の支払いは、業務完了後年1回払いとする。
 3. 業務を行うに必要な用水は、春日部市が無償で使用させる。ただし、作業日に館内の電気点検を行うため、停電時間中（2時間程度を想定）は電気の使用ができない。
 4. 機器の重要な故障発生の場合は、24時間以内に来庁し、修復作業を行うこととする。それに関する出張料・工料は平日・日中の一時対応については、契約金額に含まれる。
 5. 処分費については契約金額に含まれるものとし、産業廃棄物管理票を提出すること。
 6. 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。